

「公的要請に応える郵便局データ活用に関するアドバイザリーボード」 開催要綱

1. 目的

総務省では、信書の秘密、郵便物に関して知り得た他人の秘密及び個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、郵便局が保有・取得するデータ（以下「郵便局データ」という。）の有効活用を促進するため、令和3年10月から令和4年7月まで「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を、令和4年12月から令和8年4月まで「郵便局データ活用アドバイザリーボード」を開催し、郵便局データ活用に向けた基本的な考え方や日本郵政グループにおける取組について検討を行うとともに、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第2号。以下「郵便分野ガイドライン」という。）の解説の改訂を行ってきたところである。

今般、郵便局データ活用のうち、特に、公的要請に応える郵便局データ活用について、信書の秘密、郵便物に関して知り得た他人の秘密及び個人情報の適切な取扱いとの関係についての考え方や具体的な運用等について有識者から助言を得ることを目的として、「公的要請に応える郵便局データ活用に関するアドバイザリーボード」を開催する。

2. 名称

本アドバイザリーボードは、「公的要請に応える郵便局データ活用に関するアドバイザリーボード」と称する。

3. 検討事項

- （1）郵便局データ活用に係る新たな公的要請を踏まえた郵便分野ガイドラインの解説の改訂
- （2）郵便分野ガイドラインの解説に規定されている公的機関等へのデータ提供（空き家、災害、税及び弁護士会照会）の具体的運用に当たっての助言
- （3）その他

4. 構成及び運営

- （1）本アドバイザリーボードは、郵政行政部長の懇談会として開催する。
- （2）本アドバイザリーボードの構成員等は、別紙のとおりとする。
- （3）本アドバイザリーボードの構成員の任期は2年とする。
- （4）本アドバイザリーボードには、座長及び座長代理を置く。
- （5）座長は、本アドバイザリーボードを招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本アドバイザリーボードを招集し、主宰する。
- （6）座長は、必要に応じて、本アドバイザリーボードの構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- （7）座長は、必要に応じて、構成員等以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- （8）構成員は、本アドバイザリーボードにおける情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
 - ① 構成員は、本アドバイザリーボードで知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、

構成員を辞した後も同様とすること。

② 構成員は、本アドバイザーボードで知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。

(9) その他、本アドバイザーボードの運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5. 議事等の扱い

(1) 本アドバイザーボードは、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(2) 本アドバイザーボードの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 議事要旨は、原則として総務省のホームページに掲載し、公表する。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6. 庶務

本アドバイザーボードの庶務は、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課が行う。

(別 紙)

「公的要請に応える郵便局データ活用に関するアドバイザリーボード」
構成員等

(敬称略、座長を除き五十音順)

【構成員】

(座長)	大谷 和子	株式会社日本総合研究所アドバイザー
	生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科教授
	板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所弁護士
	今村 敏	池田・染谷法律事務所弁護士
	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	三浦 佳子	一般財団法人日本消費者協会 広報課長兼教育啓発課長

【オブザーバー】

日本郵便株式会社

個人情報保護委員会

内閣官房郵政民営化推進室